

地域学校協働活動推進事業費取扱要領

1 事業の目的

東日本大震災以降、復旧・復興は着々と進んでいるが、集団移転や住民の流出等により生活環境が大きく変化する中で、地域においては、地域コミュニティの崩壊やそれに伴う教育力の低下、家庭の孤立化が課題となっている。また、子供たちにおいては、安全な居場所や学習環境の確保、心のケアと運動不足の解消等が深刻な問題である。

本事業は、地域の大人やNPO法人、民間企業、その他団体・機関等の幅広い住民の参画により、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動の推進と、地域学校協働本部等、地域と学校の連携・協働体制の組織化を通して、子供の学びを核とした地域住民のネットワークの構築とコミュニティの再生を図ることを目的とする。

2 補助事業の内容

本事業の補助対象となる事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 推進協議会及び評価・検証委員会の設置

① 本事業の実施にあたっては、市町村及びNPO等の団体（以下「市町村等」という。）は、事業の効果的な運営と関係機関との連絡調整を図るため、地域学校協働本部・推進協議会・運営委員会等（以下「地域学校協働本部等」という。）を設置する。また、評価・検証委員会を設置することとし、年度当初に地域の実情を踏まえ目標及びその達成状況を確認するための成果指標を設定し、並びに測定結果に基づいた事業の評価・検証を行うことで、今後のコミュニティ復興の目標設定に活用していくこととする。

② 評価・検証委員会の委員の選任に当たっては、仮設住宅の再編等に係る子供たちの学習支援等を行うという趣旨に鑑み、学識経験者、行政関係者、事業関係者、地域の関係者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとするが、地域の実情に応じ、暫定的に地域学校協働本部等既存の組織をもってこれに替えることができるものとする。

(2) コーディネーターによる地域学校協働体制の整備等

① 市町村等は、コーディネーターを配置し、地域住民による学習指導者や学習支援員、教育活動推進員（以下これらを「学習指導者」という。）並びに学習サポーター、特別支援サポーター及び子どもたちの安全管理を図る教育活動サポーター（以下これらを「学習サポーター」という。）、ボランティアスタッフ等と共に地域と学校の連携・協働を図ることによって、子供たちの学習環境の充実を図るとともに、地域住民との交流活動をとおし、安心して学ぶことができる環境づくりを推進することとする。

② コーディネーターは、仮設住宅、学校、公民館、図書館、集会所等を拠点に、学校や関係機関・団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の課題に応える学習支援や体験活動等の企画・提案、放課後子供教室と放課後児童クラブとの連携について調整等を行うものとする。

(3) 地域住民等の参画の場や子供たちの学びの場づくり等

① 学習指導者等の配置

イ 市町村等は、コーディネーターと共に地域における学習支援活動や体験活動等に関わる学習指導者、学習サポーターを配置し、活動の充実を図ることとする。

ロ コーディネーターの選任に当たっては、学校関係者、放課後子供教室・放課後児童クラブ関係者、地域の団体及び住民等と良好な関係を保ち、定期的に連絡調整を行うことができ、子供たちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者が望ましい。

ハ 学習指導者、学習サポーターの選任に当たっては、地域のニーズに配慮しつつ、学習の内容に応じて、子供たちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者が望ましい。

ニ 教育活動サポーターの選任に当たっては、子供たちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者が望ましい。

② 学習支援や体験活動等の企画及び学びの場や機会の提供

コーディネーターや学習指導者等は、地域と学校の連携・協働により放課後や週末等に学習支援や体験活動等（学校支援活動，放課後子供教室，家庭教育支援活動，地域活動）を行い，子供の学習環境の好転やコミュニティの復興促進を図ることとする。

イ 学校教育支援

（イ）学習支援，環境整備支援

（ロ）心のケア

（ハ）地域ぐるみの防災・減災教育

（二）登下校の安全見守り

ロ 放課後子供教室

（イ）放課後や週末（長期休業日等含む。）に小学校の余裕教室や公的な施設等を活用した子供の安心・安全な場所づくり

（ロ）学習を中心とした様々な体験活動

（ハ）地域住民との交流活動

ハ 家庭教育支援

（イ）家庭教育支援チーム等による事業の展開（親の学び，次代の親の育成に向けた学習プログラムの実施等）

（ロ）家庭教育講座等

二 地域活動支援

（イ）地域住民の参画による子供の学びの場づくり（自然体験活動，世代間交流，異年齢集団遊び等）

（ロ）子供たちの参画による地域活動

③ ①及び②以外の事業実施については，県教育委員会と適宜相談の上，決定することとする。

3 補助対象経費

本事業の事業費を積算する際は，以下の基準に基づき事業費を計上することとする。

(1) 評価・検証委員会の設置等にかかる経費

評価・検証委員会の設置経費については，委員等に対する諸謝金，旅費，印刷製本費，消耗品費，会議費，通信運搬費等が考えられるが，市町村等の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし，飲食物費（当該市町村等が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除くこととする。

(2) 学習支援活動等の企画及び学びの場や機会の提供にかかる経費

学習支援活動等の実施・運営経費については，諸謝金，旅費，借損料，印刷製本費，消耗品費，会議費，通信運搬費，雑役務費等が考えられるが，市町村等の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

① 諸謝金

コーディネーターや学習指導者，学習サポーター等の謝金単価については，県の予算積算を参考に，市町村等の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えないこととする。

ただし，1時間当たりの謝金単価はコーディネーターと学習指導者は1，480円，学習サポーター等は1，330円を上限として積算することとする。

なお，専門家等による講習会など，特別な催し物等を実施するための講師等の謝金単価設定については，経常的に行われないものと解し，この金額によらなくても差し支えないこととする。

② 旅費

事業実施に関する移動等に伴う経費（事業の準備・実施，会議出席，調査，報告普及活動等）について積算することとする。外部からの講師招聘等にかかる旅費については，実

費相当額を積算することとする。また、学習支援や活動において、地域のボランティアスタッフ等が本事業に協力するために必要となる交通費等についても、実費相当額を積算することとする。

③ 借損料

会議開催や活動実施等に伴う会場費や、機器等のリースなど、物品等の借用に伴う経費について積算することとする。

なお、地域住民や子供たちが活動に参加するにあたり、バスなどの借上げが必要かつ最も効率的な場合は積算することとする。

おって、リース形式の形態でありながら事実上、備品を購入等していないかを確認することとする。

④ 印刷製本費

チラシ、冊子等の印刷製本を外注する場合など、印刷製本という行為そのものに対する経費を積算することとする。また、教材・しおり・報告書・会議資料等の作成にかかるコピー代（写真現像・プリント代）も含むこととする。なお、インクカートリッジ・コピー用紙の購入に関しては行為そのものではないため消耗品費扱いとする。

⑤ 消耗品費

消耗品費は各種事務用品、その他の消耗品とし、事業期間終了後も社会教育施設・学校等への備え付けを目的としたもの等や、飲食物費（会議費以外のもの）は認められないこととする。

なお、社会教育施設や学校など、本事業以外の消耗品等と明確に区別し、混在しないようにすることとする。

おって、学校等が所有している物品等が利用できる場合は、できる限り当該物品等の利用に努めることとする。

学習活動に必要な書籍・参考書等の教材費等については、教育活動の支援の内容に応じて必要な経費を消耗品費として積算することとする。しかし、講師やボランティアスタッフ等が教材として真に必要な数量とし、住民や児童個人への贈与等はできないものとする。

⑥ 会議費

事業実施に関する会議に伴う経費について積算することとする。会議等で飲み物等（コーヒー、紅茶、日本茶等）を提供する場合、社会通念上常識的な範囲で支出することとし、誤解を招く形態のものや酒類・茶菓等の提供は対象としないこととする。弁当代の支出については、会議が食事の時間をはさみ、長時間に及ぶものなどやむを得ない場合に限ることとする。会議を開催した場合には、日時・場所・出席者・議題・飲食物を供した者等を記した開催記録を作成することとする。

⑦ 備品整備費

放課後子供教室を新たに実施するため、実施施設に必要な整備（備品の購入）を開設初年度に限り行うことができる（既存施設の改修を伴わないものに限る。）。備品とは、1個あたり金額が3万円以上とする。ただし、市町村等の会計基準等に基づく規定がある場合はこの限りではない。

経常的な使用が見込まれない備品については、学校等が所有している物品等が利用できる場合は極力当該備品を利用するなど、活動内容等に合わせた整備を行うこととし、各地域の実情（活動の実施日数や対象とする子供の数等）に応じて積算しても差し支えないが、1箇所あたり210,000円を上限とする。また、既に実施されている放課後子供教室が、新たに放課後児童クラブと一体的に活動する初年度についても交付対象とする。この場合においては、1箇所あたり420,000円を上限とする。

⑧ 通信運搬費

郵便、電話、インターネットによる通信費、梱包発送や宅配便による運搬費を積算することとする。切手等を一括購入し、後日使用する場合には受払簿を整理し、使用日・種類・枚数・使用目的及び送付先を明確に示すこととする。

なお、予備の購入は認められないこととする。

⑨ 雑役務費

雑役務費としては、報告書印刷や教材作成、機材運搬等にかかる業務を請負で実施する場合について積算することとする。また、保険料に関してはコーディネーターや地域のボランティアスタッフなど、活動を企画・実施する者等を対象とし、活動に参加する子供の保険料は除くこととする。

⑩ 業務委託費

市町村等は、本事業の全部を委託することはできないが、委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、事業の一部を業務委託することができる。

⑪ 一般管理費

一般管理費としては、法人格を有する民間団体に事業の一部を業務委託する場合にのみ、事業に有する費用を分割して積算できない経費として計上することとする。

4 補助率及び補助限度額

補助金の額は、第3の(2)補助対象経費の合計の金額で県予算の範囲を限度とし、補助率は定額10/10とする。経費ごとの上限額等については前項のとおりとする。

5 補助事業の実施主体

県内において、東日本大震災の被災者に供与される仮設住宅がある市町村並びに知事が特に必要と認めた市町村及び県が本事業の適切な運営が確保できるものとして認めるNPO等団体とする。この場合、知事が特に必要と認める市町村とは、応急仮設住宅及び応急借上げ住宅が解消したものの、引き続き子供の生活・学習環境の整備や心のケア等の支援が必要とされる次のような市町村をいう。

- ・災害公営住宅が設置や集団移転により、コミュニティの再構築が求められる市町村
- ・学校統合により学習環境が大きく変化し、学校を核としたコミュニティの再構築が求められる市町村
- ・被災者の就労等による転入や、それに伴う学校への転入や区域外就学がある市町村
- ・生活環境の変化により、子供の登下校中の安全確保や放課後の居場所づくりが必要な市町村

6 事業期間

当該年度の4月1日から翌年の3月末までとする。

附則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和2年4月1日から施行する。